

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和3年3月12、16日

場所 第1、2委員会室

1 議案第9号 令和3年度山陽小野田市一般会計予算について

審査番号	項目	ページ	審査事業	担当部・課
①	2款 総務費 1項 5、11～13、 16、17、19～21目 ※2-1-5は広聴業務のみ	72-73 80-85 86-93		生活安全課、市民活動推進課、埴生支所、南支所
	7款 商工費 1項 3目	214-217		
②	2款 総務費 1項 22～27、30目、3項 1目 ※2-3-1は旅券発給業務を除く	92-105 108-111	13	文化スポーツ推進課、市民課
③	3款 民生費 1項	128-147	12	市民活動推進課、福祉部の該当課
④	3款 民生費 2～4項 (総合保育システム運用事業)	146-167	8 9 10	子育て支援課、社会福祉課
	10款 教育費 4項 1目 19節	264-265		
⑤	4款 衛生費 ※4-1-3は山口県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金、浄化槽設置整備事業補助金を除く (環境衛生センター長期包括運転管理事業)	166-189	11	健康増進課、子育て支援課、環境課

⑥	歳入（民生福祉常任委員会所管部分）		
	13 款 2 項 1、2 目	28-29	
	14 款 1 項 1～3 目、2 項 1～3 目、3 項 1 目	28-33	
	15 款 1 項 1、2 目、2 項 1～3 目、3 項 1、2 目	34-39	
	16 款 1 項 1、2 目、2 項 2、3、5 目、3 項 1～3 目	38-45	関係課
	17 款 1 項 1 目	44-45	
	21 款 3 項 1 目、4 項 2 目、3 目	48-55	
	2～4 節		
22 款 1 項 1～3 目	56-57		

- ※ 1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行う。
- ※ 2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともある。ただし、審査番号⑤は 16 日（火）午後 3 時固定とし、⑤終了後、⑥の審査を行う。
- ※ 3 審査の方法は、審査番号ごとに次の順序で行う。
 - (1) 審査対象事業の説明及び質疑（複数ある場合は、1 事業ごとに行う）
 - (2) 上記以外の部分の質疑
- ※ 4 項目の中の括弧書きは第 2 表債務負担行為に掲げる事業

債務負担行為 環境衛生センター長期包括運転管理事業

1 事業の目的

環境衛生センター(ごみ焼却施設)の安定的な運営及び施設・設備の長寿命化を図るため、施設の運転管理・用役調達管理・維持補修等の施設運営業務を一括して委託する長期包括方式を導入するものとする。

2 業務の内容

搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務等

3 契約期間

令和4年1月4日～令和12年3月31日

(引継期間：令和4年1月4日から令和4年3月31日までの3ヵ月間)

本格稼働：令和4年4月1日から令和12年3月31日までの8年間)

4 事業スケジュール

別紙「環境衛生センター長期包括運転管理業務導入スケジュール案」のとおり

5 業者選定方法

公募型プロポーザル

6 事業費

R3年度 報償金 12千円 (プロポーザル審査委員会有識者報償2名×3回分)

R4年度～R11年度 運転管理委託料 債務負担行為設定額 3,365,328千円

(420,666千円/年)

7 長期包括運転導入の効果

- (1) 迅速な修繕対応と計画的な予防保全が可能となるため、躯体及び設備の長寿命化を図ることができる。
- (2) 計画的に設備を点検し異常が確認または予測された場合、致命的な欠陥が発現する前に速やかに措置するため停止リスクの回避が可能となる。
- (3) 施設の安定的な稼働が可能となるため、公害発生や、市民の生活衛生面に影響を及ぼすリスクを低減することができる。
- (4) 事業期間を通じて費用負担の固定化を図ることにより可能委託費の平準化(補修費・修繕費等の上昇リスクを回避)が可能となる。
- (5) 技術的に優れた民間事業者を選定できる。選定された民間事業者が責任を持って技術管理を行うことで、高度技術に見合った施設の運営維持管理が可能となる。

8 契約期間を8年とした理由

ごみ焼却施設については、供用開始から15年の経過を目処に基幹改良工事を実施し、更なる長寿命化を図ることが一般的であることから、15年目を区切りとするため8年とする。なお、その後の運転管理については基幹改良工事と長期包括的運転管理事業を合わせた基幹改良DBO方式の導入を検討し、事業費の効率化及び安定的な運転管理を図る。

環境衛生センター長期包括運転管理業務導入スケジュール案

	R 2年度						R 3年度												R4	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
議会関係							上 程	※債務負担行為の設定（長期運転管理業務） 繰越明許費（契約発注支援業務の期間延長） 報償金予算計上（審査会委員有識者分）												
契約発注支援業務							実施要領・要求水準書の作成、 審査・契約に関する支援等	変更契約 （期間延長）												
業者選定関係							実施要領・要求水準書等の内容 精査、プロポーザル準備	実施方針公表、募集開始、 審査委員会、業者決定												
運転管理業務（現）							運転管理業務	随意契約												
運転管理業務（新）																			準備、業務引継	

※令和4年4月から実稼働（8年間）

図 1

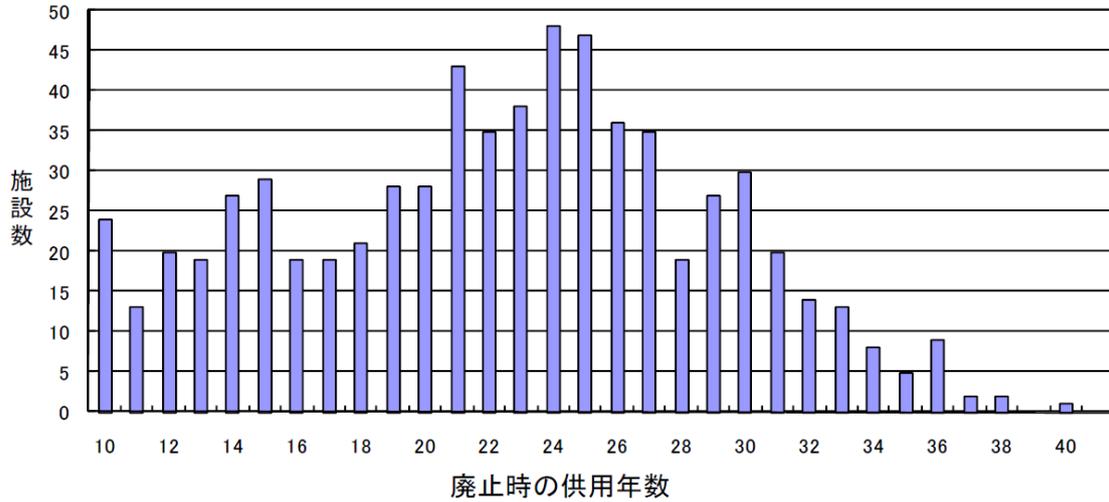
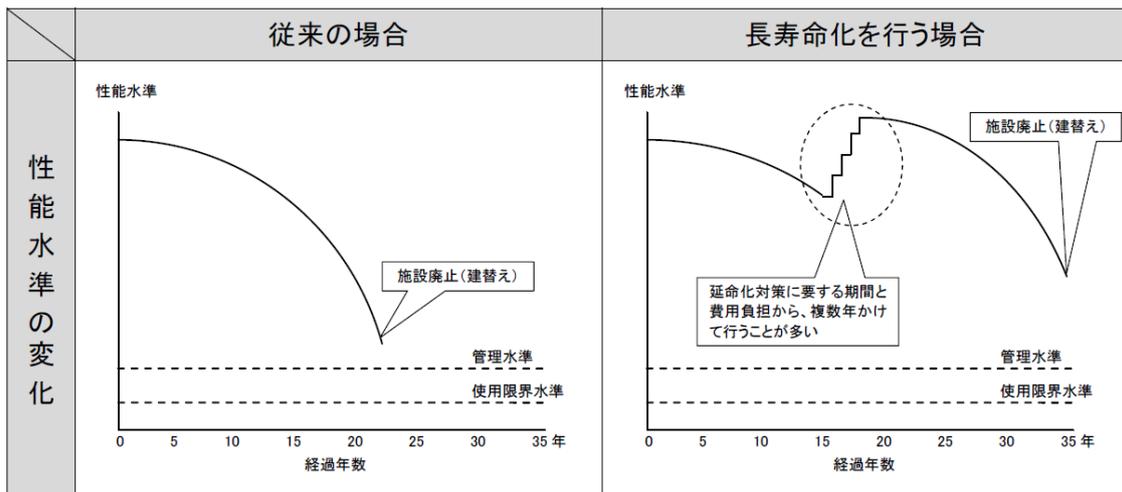


図 1-2 ごみ焼却施設における廃止時の供用年数と施設数

出典：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編） P9
 平成22年3月 平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

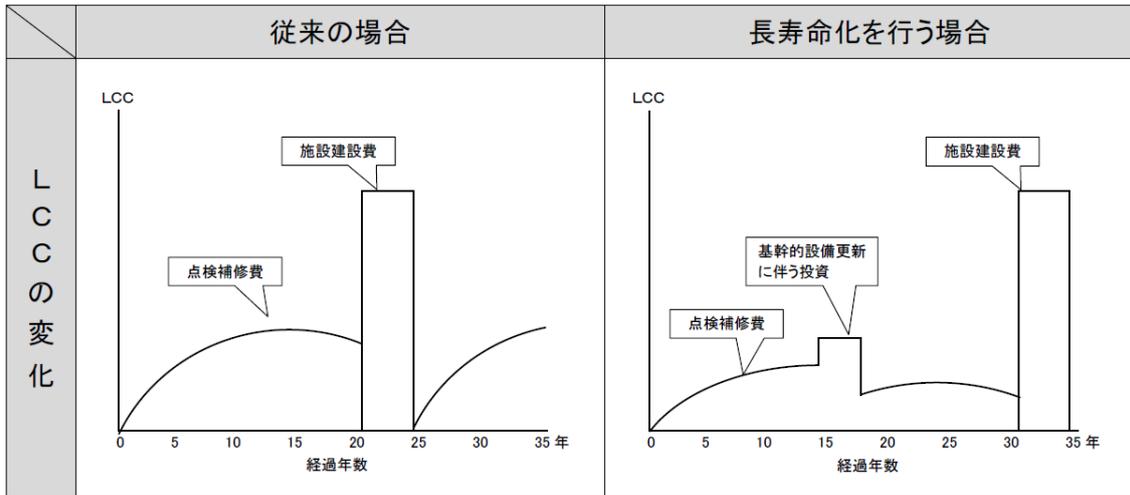
図 2



廃棄物処理施設における長寿命化総合計画のイメージ（性能水準の変化）

出典：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編） P12
 平成22年3月 平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

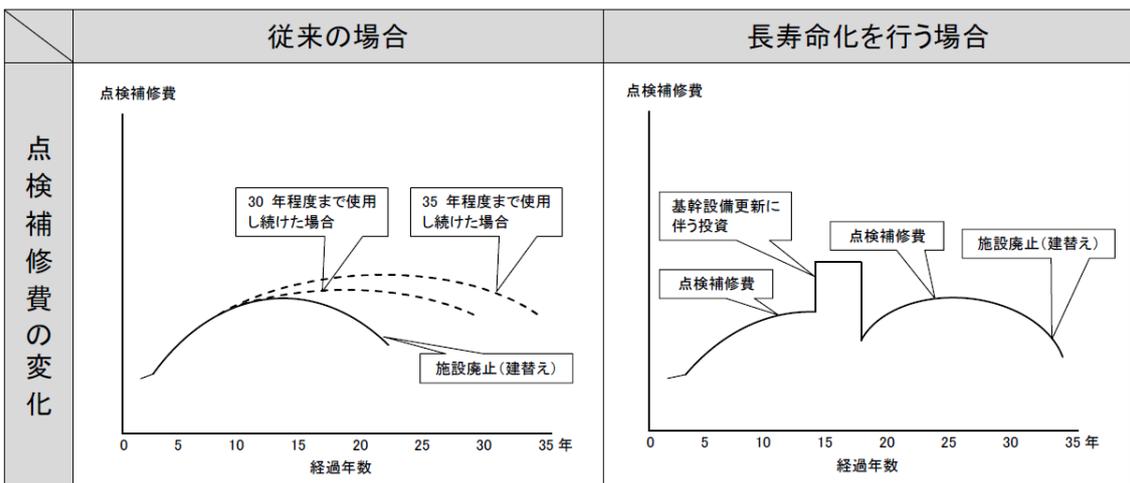
図 3



廃棄物処理施設における長寿命化総合計画のイメージ（LCCの変化）

出典：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）P14
 平成22年3月 平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

図 4



出典：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）P14
 平成22年3月 平成27年3月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課